

旭川市地域防災計画（案）に対する意見募集結果

1 意見募集期間 平成27年5月21日（木）から平成27年6月22日（月）まで

2 意見提出者 2人

※ 御意見につきましては、原文どおりとしていますが、一部読みやすくするため修正等を行っています。

3 御意見に対する市の考え

No.1

寄せられた御意見等	市の考え方
① 地域防災計画とは＝・市民，自主防災組織等が中心と成って，「自らの生命は自らが守る」，「自分達の街は自分達で守る」との考え方に基付き行動することが重要とされています。・防災アセスメント基礎調査（平成25年度）において，旭川市に最も影響の有る地震とした，旭川市直下仮想地震（M6.9）を想定地震としている。此の地震が発生すると市街地では震度6強の揺れが発生すると予測される。市の中心部では液状化発生の可能性が大きい（危険性A）と予測される。・市が作成し公表している洪水ハザードマップと同じ，おおむね100年から150年に1度発生する様な大雨を想定している。・地震，風水害等の自然災害の他に航空機事故，列車事故，車両の衝突，危険物等の爆発・炎上，大規模火災等に寄り，多数の死傷者の発生や生活に大きな影響が及ぶ事を想定している。 ② 平常時の備え＝・市は，北海道緊急輸送道路ネットワークに寄り指定された幹線道路，橋りょう等の整備及び耐震化を国，道に要請し，又，地震時に通行を確保すべき道路沿道建築物の耐震化を促進する為，所有者に対し指導・助言を行う等の安全対策を推進する。橋りょうに付いては，「旭川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき，点検・修繕を進めます。・道に寄って，土砂災害警戒区域，土石流危険渓流等の危険箇所が指定されており，市は，土砂災害ハザードマップ等により，それらの危険性を周知する。特に土砂災害危険区域に付いては，道と連携して要配慮者利用施設及び住民への情報伝達，避難体制の整備等を行う。又，土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転促進等，法令に基づく対策を推進する。尚，災害を未然に防止する為，国，道に急傾斜地崩壊防止工事，砂防工事等の促進を要請している。河川の増水等に寄る洪水や浸水被害を防止又は軽減する為，国土交通省や道によって，一級河川等の河川改修，排水機場の整備等の治水対策が行われている。市は，普通河川等の改修整備を行っている。・市は大規模な災害が発生した場合を想定して，自衛隊，警察，各ライフライン機関が参加する総合防災訓練を実施している。市民の方々は，此の訓練に参加することに寄り，災害時の実践的な行動力	御意見の内容につきましては，旭川市地域防災計画（案）に沿っているものと考えます。今後も本市の防災対策の推進に努めて参ります。

を身に付けるとともに、地域の皆さんとのつながりを深めることが出来る。・市は、指定避難所における避難生活を支援する為に、暖房、生活用水資機材等を整備する。・市は、災害時の給水活動の為に給水用タンク車及び災害対策用エンジンポンプを整備している。・本市には、観光施設や空港が有り、道内外から多くの観光客や来訪者が訪れている。・市は、観光事業者、交通機関等と連携し、観光客に配慮した対策を推進する。

〔3〕 震災への対応＝・大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣要求をする。知事に要求出来無い時は、直接、自衛隊に災害状況の通知をしている。消防本部では、消防組織法や相互応援協定基付き、緊急消防援助隊や他の消防機関の応援を要請する。・市長は、危険を防止する必要が有る場合は、警戒区域を設定して、立入制限、立ち入り禁止、退去を命ずる事が有る。市は、協定等で確保した食料・生活必需品、全国から寄せら得る救援物資は、旭川市総合体育館等に集積する。ボランティア等の協力を得て管理し、指定避難所等に配達します。大量の物資を管理する場合は、民間物流事業者の協力を得て実施する。

〔4〕 風水害・雪害・火山災害への対応＝・市は、風水害、雪害、火山災害に対し、次の様な体制を取る。

〔5〕 事故災害への対応＝・航空機事故、列車の事故、道路構造物や車両の事故が発生した場合は、市は、事業者、警察、道路管理者等と連携して、情報収集、被災者の救助、医療救護等を行う。

〔6〕 災害復旧＝・市は、被災者に対し、各種の法令等に基づき、被災者台帳の作成、安否情報の提供、税の減免、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付、義援金等の配分等の生活支援を行う。又、災害の状況に応じて、農林業者や中小企業者への資金融資等、地域経済への支援を行う。・市は、大規模な災害後が発生した場合は、市長を本部長とする「災害後復興本部」を設置し、「災害後復興基本計画」を策定し災害復興事業を行う。

〔7〕 その他について＝・東日本大震災、阪神大震災、関東大震災後は、今から計画を立てて頂きたいと思う。・防災に付いては、旭川市消防局の全区域に拡大したい。

寄せられた御意見等	市の考え方
【総則編】第5節 想定する災害 第1地震災害 1 想定地震 総－17 想定される地震について、市街地直下に活断層がないと判断できない以上、仮想地震を想定し、震度6強の揺れ（地震動）を予測することに対し理解をいたします。 現在、内閣府の中央防災会議において、毎月1回程度で「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」が開催されています。この検討会は東日本大震災を踏まえ、北海道太平洋沿岸で想定される500年間隔地震を焦点に、これまで想定している被害の見直しに着手するものです。 これまでは、この地震で予測される巨大津波による被害を主に想定し内容を公開していますが、今回の検討会は津波被害と地震動予測による被害も推計する内容となっています。つまり、北海道内陸部における地震動の公開もあり得ることが考えられます。 この500年間隔地震による地震動の推計結果が公表されるのは年度末との情報もあり、従って、この情報を今回改定させる地域防災計画に盛り込むことは出来ない状況ですが、今後の想定地震を考えるにあたり、この500年間隔地震についても注視して頂くことを望みます。	旭川市地域防災計画は、必要に応じて修正を加えて参りますので、今後の参考とさせていただきます。
【震災対策編】 第1章 災害予防計画 第1節 災害に強い都市づくり 震－1 ■自助・共助の役割 住民 ○住家の耐震化に関すること。 本年1月に開催された、地震防災セミナーin 旭川「大地震に備えた建築物の耐震化」で講師の岡田先生（北海道大学院教授）が述べられた、家族を守るための家庭で出来る防災マネジメント、住家の耐震化に加えた家具固定と住家内における安全空間の確保が被害の減少効果が期待されることを受けて、「○住家の耐震化、家具固定と安全な空間確保に関すること。」をご提案いたします。	御意見の「家具固定と安全な空間確保」を追記いたします。また、防災広報、防災講習等の機会を通じて、これらの必要性を訴えて参ります。
【震災対策編】 第1章 災害予防計画 第3節 災害に強い組織・人の形成 震－9 第3 防災訓練の実施 ■防災訓練の主な内容 近年、避難所における運営に関する訓練が多数行われています。 このことを踏まえ、円滑な避難者の受入れ、要配慮者の扱い、感染症対策、支援物資の受け入れ態勢などを含めた「避難所運営訓練」も盛り込んではいかがでしょうか。	御意見の「避難所運営訓練」を追記いたします。 今までも避難所運営につきましては、災害対策本部運営訓練、炊き出し訓練、避難訓練等を含めながら実施して参りましたが、今後におきましても、その重要性に鑑

内閣府で公開している避難所運営マニュアル基本モデルを参考にすると、施設の警備による防犯、危険箇所への対応、施設利用場所の選定と利用計画の策定などは、□枠にある・運営方法等の決定、・生活ルール作成、に含まれていると解釈してよろしいでしょうか？また、ペットの取り扱いについても同様と考えてよろしいでしょうか。運営委員会には傷病者・要援護者への対応、避難者の健康状態の確認などの役割も求められますが、上述事項（警備防犯、ペット）も含めて、可能であれば記載してはいかがでしょうか。

交通への影響を生じる場合の対策を主に記載されていますが、道路の清掃を必要とする降灰の場合において、懸念される被害に健康への影響も考えられるように思います。

独立行政法人 防災科学技術研究所で発行している「火山灰の健康影響」地域住民のためのしおり (<http://vivaweb2.bosai.go.jp/ash/>) を参考にすると、呼吸器系への影響、目の症状、皮膚への刺激等も考えられるのではないのでしょうか。合わせて、農業・林業への影響も考慮する必要があるかと思います。

御意見のとおり、避難所運営にあたっては、多くの役割があります。また、それらは、時の要請によって、その役割が変化するとともに、増えていくものと考えております。

御意見のとおり、火山災害対策の「第2 降灰対策」の記載にあつては、交通対策を主に記載しておりますが、降灰による健康被害や農業等の事業被害に対しては、それらの被害を未然に防ぐため、また、減らすために、気象庁が発表する降灰予報等により市域に降灰のおそれがある場合において、降灰の予想、外出、健康被害防止等の広報を行い、市民に注意喚起するとともに情報提供に努めて参ります。

また、被害の状況等の情報を逐

	次収集し，災害復旧等の対策を含め迅速な対応をしていく考えであります。
--	------------------------------------